明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○中部地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年中部地方整備局告示第百六十七号知多都市計画道路事業三・三・十八号大府東浦線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中部地方整備局告示第百十二号尾張都市計画道路事業三・四・八十三号巡見街道

三　事業施行期間　自平成二十三年七月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　揖斐都市計画道路事業三・四・三号大野揖斐川線

三　事業施行期間　自平成二十八年三月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野字登り、三輪字日雇起、字雁島、字梅島、字中新田及び字北新田地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬六七五番一から同村大字遅瀬二八四番一まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十四日

○近畿地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
枚方市北山一丁目一〇一番一地内	前	三三・五〇～三四・〇〇メートル　〇・一一九キロメートル
	後	三三・五〇～三七・〇〇メートル　〇・一一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	枚方市北山一丁目一〇一番一地内	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十四日

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
堺市堺区鉄砲町一番一から同市堺区鉄砲町三二番二まで	前	二七・〇〇～三七・〇〇メートル　〇・二八八キロメートル
	後	三〇・〇〇～四一・〇〇メートル　〇・二八八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十四日

近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	堺市堺区鉄砲町一番一から同市堺区鉄砲町三二番二まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十四日